



337 医療用物質生成器

定格電圧 100V 以上 300V 以下及び定格周波数 50Hz 又は 60Hz のものに限る。

【一般呼称の例】：医療用物質生成器など



マイナスイオン、オゾン、電解水等を生成するものを含む。(範囲等の解釈 三
10 (12))

【過去の対象・非対象事例】

発生する気体（水素）による健康増進の効果・効能を宣言する製品は、「医療用物質生成器」で対象として扱う。(出典：安定水素発生装置 平成 29 年 9 月 26 日製品安全課)